

県道会津若松熱塩温泉自転車道は自転車と歩行者の専用道路です。

一般のバイクや自動車は通行できません！

これからの季節、秋晴れの下、様々なスポーツを楽しむ機会が多くなることと思います。自転車専用道路をのんびりサイクリングするのも気持ちがいいものです。

さて、県道会津若松熱塩温泉自転車道は自転車及び歩行者の専用道路として整備しました。

しかし、一部区間において一般の自動車やバイクが進入し通行している状況がみうけられました。大変危険な行為であり、なおかつ道路法及び道路交通法違反となりますので絶対に自動車等で通行しないでください。

自転車歩行者専用道路通行区分

① 通行できる車両等

- ・ 自転車
- ・ 歩行者
- ・ 小型特殊自動車（農耕作業車等）
- ・ 管理用車両（道路パトロール車、河川パトロール車）

② 通行できない車両等

- ・ 上記①以外の全部の車両（自動車、バイク、原動機付き自転車等）

県では、今後自転車歩行者専用道路に車両が進入できないよう「車止め」を設置しますのでご理解とご協力をお願いします。

県道会津若松熱塩温泉自転車道（自転車歩行者専用道路）の場所



2014. 9. 12 福島県会津若松建設事務所 管理課 (0242-29-5451)